

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主及び投資家重視の経営方針のもとに、企業競争力を強化し、企業価値の向上を図るため、経営判断の迅速化を図るとともに効率的かつ透明性の高い経営に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

原則2 - 4 - 1

当社は、性別や国籍に関係なく、能力や実績を重視する人物本位の人材登用を実施しております。また、多様な視点や価値観を尊重することが重要と考え、経験・技能・キャリアが異なる人材を積極的に採用し、これらの人材が活躍できる社内環境の整備に努めております。人材育成、社内環境整備の実施状況としては、入社年次や役職に応じた階層別研修制度を整えており、性別や国籍、新卒・中途採用を問わず平等な人材育成を行っております。また、さまざまなライフスタイルを持つ社員が、働きがいをもって柔軟に働けるよう、リモートワークや短時間勤務制度、年休の1時間単位取得制度などを整備し、これらの制度を活用しやすい環境や組織風土の醸成に取り組んでおります。現時点では、従業員に占める女性・外国人・中途採用者の比率が大きいため、測定可能な数値目標を定めるには至っておりませんが、具体的な目標設定については、引き続き検討を重ねてまいります。

原則3 - 1 (1) (経営計画の開示・公表について)

当社規程に基づき、中期経営計画を作成しておりますが、当社の業績は、民間・公共の設備投資等の市場環境に大きな影響を受けるため開示しておりません。

なお、作成した中期経営計画のうち、当該事業年度にあたる部分は、現状の経営環境を考慮して修正を加え、事業単年度の業績予想として決算短信で公表しております。

原則3 - 1 - 3

当社は、サステナビリティポリシーを定め、当社ホームページに公表しております。

<https://www.rikenkeiki.co.jp/sustainability/policy/>

人的資本や知的財産への投資等につきましては、経営戦略等との整合性を踏まえて具体的に開示を行うべく検討を進めてまいります。

なお、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を外部コンサルタントと共に行い、TCFDの提言に基づく開示を当社ホームページに公表しております。

<https://www.rikenkeiki.co.jp/sustainability/TCFD.pdf>

原則4 - 1 - 2

当社規程に基づき、中期経営計画を作成しており、計画の実現に向けて経営を行っておりますが、当社の業績は、民間・公共の設備投資等の市場環境に大きな影響を受けるため開示しておりません。

今後の中期経営計画の開示及び未達の場合の株主への説明は、検討を進めてまいります。

原則4 - 10 - 1 (任意の仕組みの活用)

現状、任意の指名・報酬委員会は設置していませんが、指名に関しては取締役会で指名した候補者を独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会に説明し、了承を得ることにより、独立社外取締役の関与・助言を得る体制としております。また、報酬に関しても取締役会から一任された代表取締役社長が報酬案を策定し、監査等委員会に説明し、了承を得ることにより、独立社外取締役の関与・助言を得る体制としております。

原則5 - 2 (経営戦略や経営計画の策定・公表) 及び原則5 - 2 - 1

当社規程に基づき、中期経営計画を作成しておりますが、当社の業績は、民間・公共の設備投資等の市場環境に大きな影響を受けるため開示しておりません。

なお、作成した中期経営計画のうち、当該事業年度にあたる部分は、現状の経営環境を考慮して修正を加え、事業単年度の業績予想として決算短信で公表しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1 - 4 (いわゆる政策保有株式)

純投資目的以外の目的で保有する株式に関して、下記の条件を満たしている場合に保有することを方針としており、条件に満たないと判断された場合には売却を検討いたします。

業務提携、取引の維持・強化などの保有目的の合理性があること

当該企業の財務の健全性や配当利回りなどの収益性があること

また、議決権行使にあたっては、各社の業績・配当性向・ROE水準等を確認の上、個別に精査して議決権を行使しています。

原則1 - 7 (関連当事者間の取引)

当社の規程において、関連当事者取引を実施する際は、事前に取締役会の審議を受けるよう定められております。また、当社及び子会社を含む

全ての役員に対し、関連当事者取引の有無について確認を行っております。

原則2 - 6 (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、確定給付企業年金資産の安全かつ効率的運用を図るうえで重要な事項について審議を行う資産運用委員会を設立しており、資産管理運用機関による運用の状況、利益相反管理状況等をモニタリングしております。人材面につきましては、定期的に外部研修への参加等により人材育成を図っております。

原則3 - 1 (情報開示の充実)

(1) [経営戦略] 当社グループは、「人々が安心して働ける環境づくり」を目指し、ガスという見えない危険を見える安心にすべく、開発・生産・販売活動を進めております。

今後も「見えない危険を、見える安心に」をテーマに、当社グループに課せられたミッションをクリアすべく、一層の変化・進化・強化を重ね、グループ丸となって取り組んでまいります。

[経営理念] 経営理念につきましては当社ホームページに開示しております。

(<https://www.rikenkeiki.co.jp/company/vision>)

(2) コーポレートガバナンス報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、社内の規程において、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4) 取締役の選解任にあたっては、社内の規程に定められている要件に照らし、取締役会が審議のうえ、決定しております。

(5) 当社は、取締役候補者に係る個々の選任の理由については、「株主総会招集ご通知」の株主参考書類等について開示いたします。なお、取締役の解任については、会社法等の定めに従い株主総会にて決定します。

株主総会招集ご通知は、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.rikenkeiki.co.jp/ir/generalmeeting>

原則4 - 1 - 1 (経営陣に対する委任の範囲)

当社は、取締役会規則、その他規程により、取締役会、経営企画会議(社外取締役を除いた全取締役及び執行役員で構成)、代表取締役、取締役等の意思決定機関及び意思決定者に対しての権限を定めております。

原則4 - 9 (独立性判断基準の策定・公表)

当社は、東京証券取引所が定める基準を独立性判断基準としております。

原則4 - 11 - 1

当社の経営戦略実現のため、取締役会には、経営知識、業界知識、国際経験、営業販売マーケティング、技術研究開発、生産、法務コンプライアンス、財務会計、ITデジタル、ESGに関するスキルが必要と考えています。

取締役の構成は1/3が独立社外取締役であり、多様性も確保され、他社での経営経験を有する者も含まれておりますので、バランスはとれていると考えています。

スキルマトリックスは本報告書に添付しております。

原則4 - 11 - 2 (取締役の兼任状況)

役員の兼任状況については、毎年、定時株主総会招集通知の添付書類である事業報告及び参考書類、ならびに有価証券報告書において開示しております。

原則4 - 11 - 3 (取締役会全体の実効性の分析・評価)

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等を踏まえ、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行っております。

各取締役は、1年間の取締役会の運営について、概ね実効性を確保していると自己評価し、その旨を取締役会において確認しております。

今後とも、取締役会における議論の活性化に努めてまいります。

原則4 - 14 - 2 (取締役に對するトレーニングの方針)

取締役(社外取締役を除く)就任時には、取締役に關する基礎的な知識を習得するため、外部セミナーに必ず参加しております。就任後は定期的にコンプライアンスに関するセミナーを受講しております。また、職務に必要な専門知識については、必要に応じて各自がセミナー等に参加し、必要な専門知識の習得に努めております。社外取締役は、主要拠点の視察等を行い、当社の経営課題の把握に努めております。

原則5 - 1 (株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針)

当社は、IR担当部門として経営企画室を設置し、経営企画室を担当する取締役(もしくは執行役員)が株主との対話全般を統括し、社内の関係部門と連携して対応にあたっております。株主との対話の結果については、必要に応じて取締役会にて報告する体制となっております。

また、ホームページにおいて、IRページを設置し、株主向けに情報を公開しております。

対話に際しては、インサイダー情報の管理のため、規程に基づき情報を管理しているほか、決算発表前にサイレント期間を設けインサイダー情報の流出を防ぐとともに、対話に当たっても、複数で対応することにより、インサイダー情報の漏洩を防止しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,611,600	11.22
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,608,700	6.91
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	1,290,055	5.54

第一生命保険株式会社	1,200,000	5.16
株式会社みずほ銀行	1,135,201	4.88
理研計器協力会社持株会	1,085,431	4.66
株式会社三井住友銀行	837,100	3.60
長野計器株式会社	711,000	3.05
理研計器従業員持株会	709,887	3.05
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	669,000	2.87

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長

取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
多賀 道正	他の会社の出身者											
宮口 丈人	他の会社の出身者											
植松 泰子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多賀 道正	○	○	_____	<招聘理由> 長年にわたって培われた企業経営者としての幅広く高度な知見及び豊富な経験を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるため。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないため。
宮口 丈人	○	○	過去に、株式会社みずほコーポレート銀行(現：株式会社みずほ銀行)の業務執行者(執行役員)として勤務しておりました。 当社は、2021年3月期末の実績として、株式会社みずほ銀行に対して借入金がありますが、同社からの借入額は、同期末連結総資産額の約1.5%であり、独立性を有していると判断しております。	<招聘理由> 金融機関での豊富な業務経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるため。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないため。
植松 泰子	○	○	_____	<招聘理由> 弁護士として企業法務に関する経験と専門的知識を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるため。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の直轄組織として内部監査部門と内部統制部門を兼ねた経営監査室(人員3名)を設置しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会は会計監査人より会計監査の監査計画の説明、会計監査の監査実施 状況並びに監査結果の報告を受けると同時に、適宜情報交換を行い、監査体制の充実を図っております。また、監査等委員会の直轄組織として経営監査室(人員3名)を設置しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、役員報酬規程に基づき定められ、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬から構成されております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員会の協議により決定しております。

固定報酬の金額は、役員報酬規程において、職責、経済情勢、過去の実績等を考慮して予め定められております。

業績連動報酬の金額は、指標である直前事業年度の連結営業利益の実績値を考慮のうえ、取締役会から一任された代表取締役社長が、各取締役の職責、貢献度、過去の支給実績等を総合的に勘案したうえで決定しております。一任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。役位等に基づき取締役各人に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を割り当てております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の報酬等の総額 218百万円
監査等委員である取締役の報酬総額(社外取締役を除く)の報酬等の総額 21百万円
社外取締役の報酬等の総額 12百万円

注1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
注2. 取締役の報酬等の総額には、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)5名に付与した譲渡制限付株式の割当に係る費用32百万円を含んでいます。
注3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額2億5千万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、これとは別枠で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬限度額は、2020年6月25日開催の第114回定時株主総会において年額6千万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)と決議いただいております。
注4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	更新	あり
----------------------	----	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、役員報酬規程に基づき定められ、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬から構成されております。
監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員会の協議により決定しております。
固定報酬の金額は、役員報酬規程において、職責、経済情勢、過去の実績等を考慮して予め定められております。
業績連動報酬の金額は、指標である直前事業年度の連結営業利益の実績値を考慮のうえ、取締役会から一任された代表取締役社長である小谷野 純一が、各取締役の職責、貢献度、過去の支給実績等を総合的に勘案したうえで決定しました。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。固定報酬と業績連動報酬を合計した報酬案を監査等委員会に説明し、意見を確認したうえで、最終的な報酬額を決定しております。なお、直前事業年度である2022年3月期の連結営業利益は8,402百万円、目標値は2021年5月12日に公表した連結業績予想値である5,900百万円であります。
また、譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。役位等に基づき取締役各人に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を割り当てております。
固定報酬と業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬との支給割合に関する方針を定めておりませんが、職責、グループ経営への影響度等を考慮した結果、地位・職責が上位の者ほど全報酬に占める業績連動報酬の割合が大きくなっています。
当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内かつ諸規程に基づき実施しており、取締役(監査等委員である取締役を除く)の業績連動報酬を決定するに当たっては、固定報酬と業績連動報酬を合計した報酬案を監査等委員会に説明し、意見を確認したうえで、最終的な報酬額を決定していることから、その内容は上記決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。
役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月26日であり、決議の内容は以下のとおりであります。なお、当該決議年月日現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は5人、監査等委員である取締役の員数は4人であります(但し、同日取締役の選任がなされた直後の員数となります)。

a.取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬総額の上限を年額2億5千万円
b.監査等委員である取締役の報酬総額の上限を年額5千万円
当社は2020年6月25日開催の第114回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役を除く)を対象に、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額6千万円以内で支給することが決議されました。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役に専従の従業員は配置しておりませんが、社外取締役から要請があれば、経営企画室、経営監査室、経理部、総務部などがサポートすることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社の取締役会は、代表取締役社長を議長とし、計9名の取締役により構成され、迅速かつ適切な意思決定を行うため、定期的に取締役会を開催しております。また、執行役員制度を導入し、経営組織の効率化と責任の明確化を図っております。
- ・経営企画会議は、代表取締役社長を議長とし、取締役及び代表取締役社長の指名する執行役員・本部長・部長により構成され、経営・研究開発・生産・販売・品質管理・情報管理を中心とした業務全般に亘る意思決定と業務執行の迅速化を図るため、隔週で開催しております。
- ・監査等委員会は、常勤監査等委員を議長とし、4名で構成されております。監査等委員は取締役会、経営企画会議その他重要な会議に出席並びに重要文書の閲覧等厳正な監査を実施して、取締役の意思決定の過程及び取締役の職務執行状況についても常に監視しております。また、監査等委員会は会計監査人より会計監査の監査計画の説明、会計監査の監査実施状況並びに監査結果の報告を受けると同時に、適宜情報交換を行い、監査体制の充実を図っております。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内かつ諸規程に基づき実施しており、取締役(監査等委員である取締役を除く)の業績連動報酬を決定するに当たっては、固定報酬と業績連動報酬を合計した報酬案を監査等委員会に説明し、意見を確認したうえで、最終的な報酬額を決定しています。
- ・取締役候補者の選任につきましては、「役員選任規程」を定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より概ね3営業日以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権の電子行使については、インターネットによる行使環境を整え、また、株式会社ICJの運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権の電子行使については、インターネットによる行使環境を整え、また、株式会社ICJの運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び参考書類を英文で作成し、当社ホームページに掲載しております。 https://www.rikenkeiki.co.jp/english/ir

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	22年3月期より決算説明動画の配信を行わせていただきます。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知、有価証券報告書を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動規範において、各ステークホルダーに対する基本方針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	詳細は弊社ウェブサイトをご覧ください。 https://www.rikenkeiki.co.jp/sustainability/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」といいます)は、企業が存立を継続するためには法令遵守の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、役員・従業員全員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。
 - (2) 当社グループは、良き企業市民として法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「経営方針」を定めております。また、役員・従業員の共通の価値観・倫理観であり、行動のよりどころとなる「行動規範と行動指針」を定めコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。
 - (3) 当社グループは、事業活動における遵法精神の徹底・強化を図ることを目的として代表取締役社長を委員長とし社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。
 - (4) 当社グループにおける企業倫理・遵法の一層の向上を図るため「内部通報制度(コンプライアンスホットライン)」を設置しております。
 - (5) 当社は業務執行部門から独立した経営監査室を設置しており、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に適宜報告することとしております。
 - (6) 監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録等取締役の職務の執行に係る情報を、法令及び「文書管理規程」等に基づき、その作成から利用活用、定められた期間の保存、廃棄に至るまで適切に管理することとしております。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社グループの企業価値を維持し、その向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、保安機器・計測機器等のメーカーとして品質に関するリスクを重要なリスクとして認識し、製品の欠陥(クレーム)に対応すべく、品質に関する委員会を定期的に開催し、クレーム発生の事前防止及び再発防止策を講じる体制をとっております。また、各担当部署も、安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて必要に応じ規則を制定し管理することとしております。
 - (2) 当社は、有事においては、代表取締役社長を本部長とする「BCP対策本部」を組織して、「BCP規程」「緊急事態処理基準」に従い、会社全体として危機管理に対応することとしております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、取締役会の承認を得ることとしております。
 - (2) 当社は、定期的に取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況報告・実績管理等を行うこととしております。また、取締役会の下に、取締役および代表取締役社長の指名する執行役員・本部長・部長により構成する「経営企画会議」を隔週で開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に取締役会から委譲された範囲内で当社業務の執行及び施策の実施について審議しております。
 - (3) 当社は、執行役員制度を設け、「執行役員規程」に基づき、その責任と権限を明確にして組織の効率的な運用を図るように努めております。
- 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業集団としての経営効率の向上に資するため「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社を管理し、必要に応じて報告を受けております。
 - (2) 当社は、子会社に役員を派遣するなどし、企業集団として業務の適正を確保するための体制をとっております。
- 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときはこれに応じることとします。

- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人選、異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとします。
- (3) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかわる業務を優先して従事するものとします。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営企画会議などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を受けることとしております。

(2) 子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者についても、当社の監査等委員会へ当該報告が報告される体制を整えております。

8. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する規定を設けております。

9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努めることとしております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、当社の行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、また、これらの活動を助長するような行為は行わない旨を定めております。行動指針は全役員及び従業員に配布し、周知徹底を図っています。

また、警察及び外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記内部統制システム12. 反社会的勢力排除に向けた体制に記載のとおりです。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

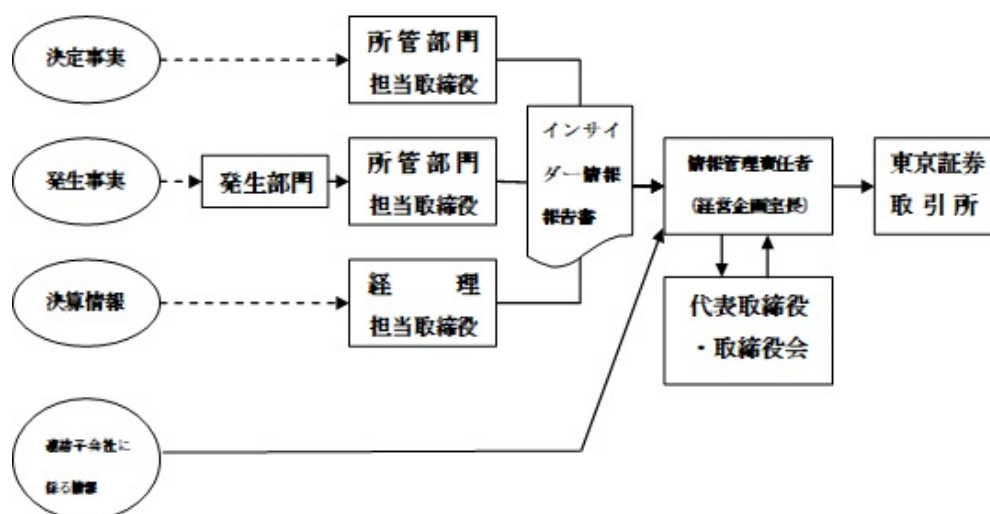
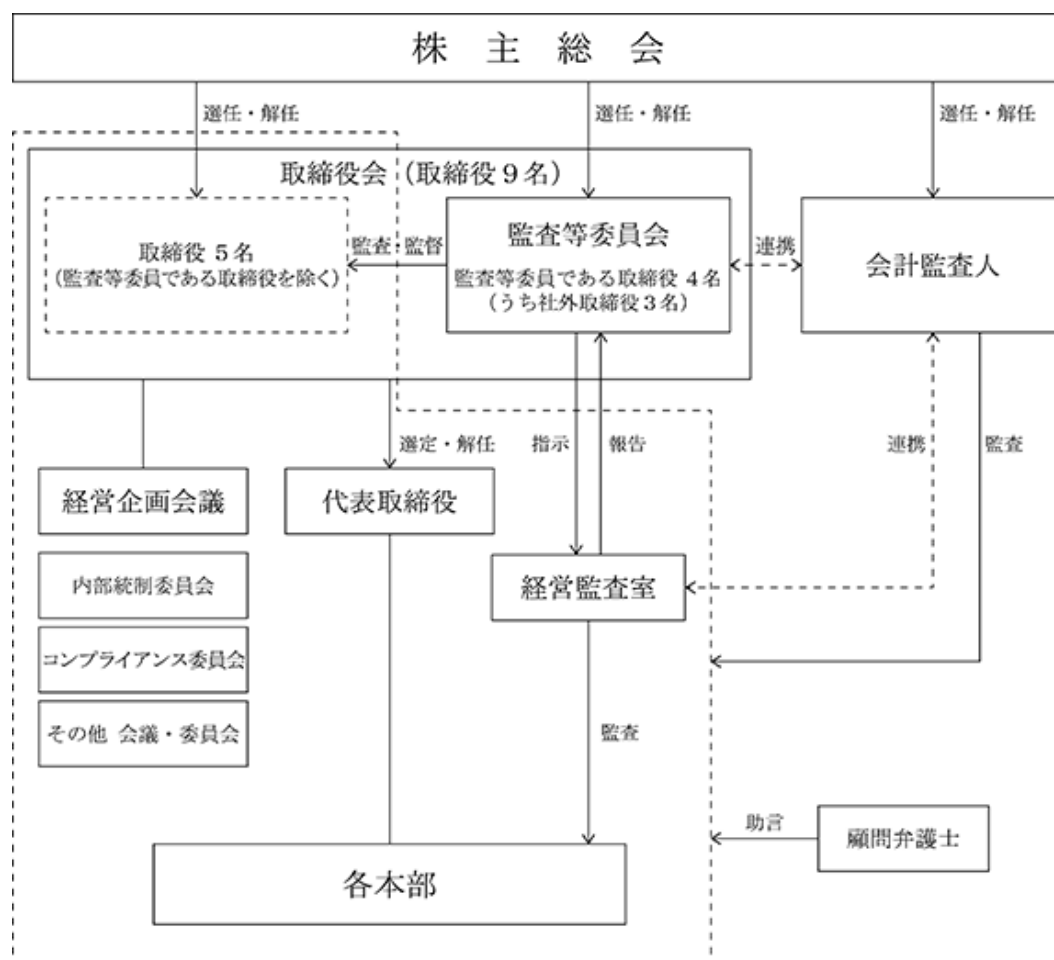
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

会社情報の適時開示に係る社内手続きにつきましては、「情報管理及びインサイダー取引に関する規程」を定め、重要事実を迅速かつ遺漏なく把握できるよう努めております。

具体的には重要事実の発生があった場合には、発生部門より所管部門に対し速やかに報告がなされ(決定事実・決算情報については発生部門＝所管部門)、所管部門から情報管理責任者(経営企画室長)に文書(「インサイダー情報報告書」)で通知された後、情報管理責任者は代表取締役へ報告すると同時に情報開示の必要性の有無を判断する体制をとっております。



◆取締役スキルマトリックス（2021年12月現在）

		専門性と経験									
	氏名	経営全般	業界知識	国際ビジネスに対する知識	営業マーケティング	技術研究開発	生産	法務・コンプライアンス	財務会計	IT・デジタル	ESG
社内	小林 久悦	●	●	●			●				●
	小谷野 純一	●	●	●		●	●			●	●
	松本 哲哉	●	●				●	●	●		●
	古布 真也		●	●	●						
	木嶋 昭二		●			●				●	
	中野 信夫		●		●	●					
社外	多賀 道正	●			●		●				●
	宮口 丈人	●		●					●		
	榎松 泰子							●			

